

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	12	府省庁名	厚生労働省
対象税目	その他（国民健康保険税）		
要望項目名	病床転換助成事業に関する税制上の措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都道府県が行う病床転換助成事業に対して、社会保険診療報酬支払基金が保険者から徴収する病床転換支援金等を充てることとされており、地方税法第703条の4及び附則第38条の3において、市町村が被保険者である世帯主に課することができることとされている国民健康保険税に病床転換支援金等の納付に要する費用を含むこととされている。</p> <p>・特例措置の内容 病床転換助成事業を平成24年度末から平成29年度末まで延長することに伴い、国民健康保険税において、病床転換支援金等に要する費用を納付させる措置について、平成29年度末まで延長する。</p>		
関係条文	地方税法第703条の4第1項、第2項及び第12項並びに附則第38条の3		
減収見込額	（初年度） — （ ） （平年度） — （ ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 療養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある医療機関が療養病床（医療保険適用）から介護保険施設等へ転換する場合にその整備費用を都道府県から助成することとしており、当該転換にかかる助成事業を延長することにより、円滑な転換を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 長期にわたる療養を必要とする患者のための病床である療養病床については、必ずしも医療サービスを必要としない者も利用しており、①高齢者の状態に即した適切なサービスを提供、②医療保険や介護保険の財源の効率的な活用、③医師、看護師など限られた人材の効率的な活用の観点から再編成が必要となっている。</p> <p>今般、平成21年度から平成22年度にかけて実態調査を行った結果、療養病床から介護保険施設等への転換が進んでいないという実態があったことを踏まえ、療養病床の機械的削減は行わないこととし、平成29年度末まで転換期限を延長することとされた。</p> <p>このため、病床転換助成事業に充てることとされている病床転換支援金等について、国民健康保険税において徴収することができる措置を延長する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
担当者等（連絡先）	<p>担当課：総務課医療費適正化対策推進室（室長）鈴木 建一（課長補佐）下高原 徹（担当）奥山 晃正 電話：（代表）03-5253-1111（内線）3219（直通）03-3595-2164（FAX）03-3504-1210 担当メールアドレス：okuyama-terumasa@mhlw.go.jp</p>		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	必要な病床転換支援金を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
	同上の期間中の達成目標	必要な病床転換支援金を確保する。
	政策目標の達成状況	病床転換助成事業に必要な分の病床転換支援金が確保されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	1,723 保険者（平成 23 年 3 月時点）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	病床転換助成事業 医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用の一部を都道府県が助成。（費用負担割合は、国：都道府県：保険者＝10：5：12で、国の平成 25 年度の予算概算要求額(案)は、2.6 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>市町村国保における病床転換支援金等徴収額 平成 20 年度：約 9.2 億円 平成 21 年度：約 12.8 億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>12—3</p>